

吹田市市税審議会傍聴に関する取扱いについて

1. 市税審議会の傍聴の基準

市税審議会の会議は、原則として市民の傍聴を認めるとします。

ただし、会議が次のいずれかに該当する場合は、会長が審議会に諮って傍聴を認めないことができるとします。

- (1) 会議において吹田市情報公開条例第7条（公文書の公開義務）各号に掲げる公開しないことができる情報又は公開することができない情報を審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

2. 傍聴の要領

(1) 傍聴席の区分

傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分けることとします。

(2) 一般席の傍聴人の定員

- 1) 傍聴人の定員は、6名とします。
- 2) 傍聴希望者（報道関係者を除く）が上記1)に規定する定員を超えた場合、会長が審議会に諮って決定します。

(3) 一般席の傍聴の手続

- 1) 傍聴希望者は、住所、氏名を傍聴人受付簿に記入します。
- 2) 傍聴の受付は、会議開催時刻の15分前から開催時刻まで行います。

(4) 傍聴人の守るべき事項

- 1) 傍聴人に配付する会議の参考資料は、退室の際、事務局に返還すること。
- 2) 公然と意見を表明する等会議を妨害しないこと。
- 3) 会議の様子を撮影し、録音しないこと。
- 4) その他礼儀を守り、いやしくも会議を軽視するような行為をしないこと。

3. 傍聴に関する会長の職務

(1) 会場の秩序維持

傍聴人がその守るべき事項に違反するときは、会長はこれを注意し、なおこれを改めないときは、退場を命じることができることとします。

- (2) この取扱いに定めるもののほか、傍聴の取扱いに関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるとします。

上記の(2)については、出席委員の過半数で決して行います。可否同数のときは、会長の決するところにより行います。